

別 紙 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 子どもの心の診療関係者研修・育成事業</p> <p>ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施</p> <p>イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催</p> <p>ウ <u>子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図る。</p> <p><u>なお、本事業は、子どもの心の診療拠点病院としての施設及び設備基準、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等との連携体制等について検討するため、試行的に実施するものである。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとし、<u>3年を限度に補助するものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施</p> <p>イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性はその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p><u>また、HTLV-1母子感染について、妊婦に対する HTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域における HTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、(3) ①～③については都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、(3) ④については都道府県とする。</p> <p>なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容等</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 女性健康支援センター事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 事業内容</p> <p>(7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導</p> <p>(イ) 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p><u>(ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置</u></p> <p><u>(エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置</u></p> <p><u>(オ) その他相談の実施に必要な事項</u></p> <p>オ 広報活動等</p> <p><u>対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に行うこと。</u></p> <p>カ その他</p> <p>相談に当たっては、医学面のみならず、<u>心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に他機関との連携を図ること。</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性はその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容等</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 女性健康支援センター事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 事業内容</p> <p>(7) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導</p> <p>(イ) 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p><u>(ウ) その他相談の実施に必要な事項</u></p> <p>オ その他</p> <p>相談に当たっては、医学面のみならず、<u>心理社会面など総合的な面に配慮した対応を図るものとする。</u></p> <p>③ (略)</p>

新	旧
<p>④ HTLV-1母子感染対策事業</p> <p>ア HTLV-1母子感染対策協議会の設置</p> <p>(7) 都道府県は、HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1母子感染対策協議会を設置するものとする。</p> <p>(1) HTLV-1母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</p> <p>a 妊婦に対する HTLV-1抗体検査の適切な実施に関する事項</p> <p>b HTLV-1母子感染に係る相談窓口に関する事項</p> <p>c HTLV-1母子感染に関する普及啓発に関する事項</p> <p>d HTLV-1母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</p> <p>e HTLV-1母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</p> <p>f HTLV-1母子感染対策の評価に関する事項</p> <p>g その他 HTLV-1母子感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>イ HTLV-1母子感染対策関係者研修事業</p> <p>(7) 都道府県は、医療機関において HTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</p> <p>(1) 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <p>a HTLV-1及び HTLV-1感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項</p> <p>b HTLV-1母子感染に関する基本的事項</p> <p>c HTLV-1母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</p> <p>d その他 HTLV-1母子感染対策に関して必要な事項</p> <p>ウ HTLV-1母子感染普及啓発事業</p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</p> <p>エ その他</p> <p>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「ヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）母子感染に関する情報の提供について」（平成22年6月8日雇児母発0608第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査の実施について」（平成22年11月1日雇児母発1101第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「HTLV-1総合対策について」（平成22年12月20日健発1220第5号、雇児発1220第1号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）</p>	

新	旧
<p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3「不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成18年4月） ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月） <p>また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 助成の額及び期間</p> <p>特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、<u>1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成する。ただし、通算10回を超えない。</u></p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>5 健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築など、出産前後における地域の先駆的な取組について、1都道府県あたり<u>1事業につき3年を限度に補助するものとする。</u></p>	<p>4 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する見解（平成18年4月） ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月） <p>また、指定に当たっては、域外であっても管内の患者を多く受け入れている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 助成の額及び期間</p> <p>特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、<u>1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。</u></p> <p>なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。</p> <p>具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>5 健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築など、出産前後における地域の先駆的な取組について、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>6 妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p><u>産前産後の妊産婦は、社会心理的問題（核家族化、経済的不安や子の病気等）などによる様々なストレスの増大などにより、産後においてうつ病を発症するなど母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の妊産婦を対象に宿泊型（デイケアを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供することにより、妊産婦の安心・安全なお産体制の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体</p> <p><u>本事業の実施主体は、都道府県とする。</u> <u>ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人などに委託等することができるものとする。</u></p> <p>(3) 事業の対象者</p> <p><u>本事業を利用することのできる者は、出産前後の妊産婦及びその子（以下「利用者」という。）であり、家族等から十分な産前産後の家事、育児などの援助が受けられないもので、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。</u> <u>ただし、病院等への入院加療を要する者は除く。</u></p> <p><u>ア 母に体調不良または育児不安等がある者。</u> <u>イ 安定的な養育が困難である者。</u> <u>ウ その他特に支援が必要と認められる者。</u></p> <p>(4) 事業内容</p> <p><u>ショートステイ（デイケアを含む。）事業</u> <u>原則として、一週間程度（利用者の日帰りを目的としたデイケア事業にあっては、14日間程度（ショートステイ事業の利用期間を除く。））利用者を宿泊又は日帰りで施設を利用させ、母体ケア、乳児ケアを実施するとともに、育児に関する指導、カウンセリング等を実施する。</u></p> <p>(5) 事業の実施担当者</p> <p><u>本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を配置し行うものとする。</u></p> <p>① <u>助産師、保健師又は看護師（24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。）</u> <u>母体ケア、乳児ケア、母乳育児の支援及び育児指導、相談を行う。</u></p> <p>② <u>医師及び心理指導を担当する者</u> <u>本事業を担当する助産師、保健師又は看護師と提携し、必要に応じて助言・カウンセリング等を行う。</u> <u>なお、医師及び心理指導を担当する者については、嘱託とすることができるものとする。</u></p> <p>③ <u>調理員</u> <u>食事を提供するため、調理員を置くこととする。</u> <u>ただし、調理業務の全部を委託する場合にあっては、調理員を置かないことができるものとする。</u></p>

新	旧
<p>第3、第4 (略)</p>	<p>④ その他 <u>上記①から③以外に本事業を実施する上で必要な事務員等を置くことができる。</u></p> <p>(6) 事業の実施場所 <u>本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けることとする。</u> <u>ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>① 利用者の居室 ② 食堂 ③ カウンセリング室 ④ 乳児保育室 ⑤ 体操等を行う多目的室 ⑥ その他必要な整備</p> <p>(7) 利用料 <u>本事業の実施に当たって、利用者から利用料を徴収するものとする。</u> <u>ただし、その場合において、利用者の所得に十分配慮しなければならない。</u></p> <p>(8) その他 <u>妊産婦ケアセンターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、利用者の要望を取り入れるなど必要に応じて、利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこととする。また、医療機関等の関係機関に対しても同センターについて周知を図り、連携をとるものとする。</u></p> <p>第3、第4 (略)</p>

新	旧																		
<p>別添 1、2 (略)</p> <p>別添 3 <u>不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>別添 4 (略)</p> <p>別添 5</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;"><u>不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書</u></p> <p style="text-align: center;">関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書</u> 2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 3. 夫及び妻の所得額を証明する書類 	<p>別添 1、2 (略)</p> <p>別添 3 <u>特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>別添 4 (略)</p> <p>別添 5</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;"><u>特定不妊治療費助成事業申請書</u></p> <p style="text-align: center;">関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>特定不妊治療費助成事業受診等証明書</u> 2. 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 3. 夫及び妻の所得額を証明する書類 																		
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説 明 書</p> <p style="text-align: center;">..</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">受給者番号</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">医療機関発行の領収書添付箇所</td> </tr> </table> (裏面添付又は別添可) <u>不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書</u> </p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別添 6 <u>不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	受給者番号								医療機関発行の領収書添付箇所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">受給者番号</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">医療機関発行の領収書添付箇所</td> </tr> </table> (裏面添付又は別添可) <u>特定不妊治療費助成事業受診等証明書</u> </p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別添 6 <u>特定不妊治療費助成事業台帳</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	受給者番号								医療機関発行の領収書添付箇所
受給者番号																			
医療機関発行の領収書添付箇所																			
受給者番号																			
医療機関発行の領収書添付箇所																			